3　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第38条から第40条までの規定に適合していること。
4　ワイヤロープ及びつりチェーン	ワイヤロープ等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第41条及び第42条の規定に適合していること。
5　雑則	表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第43条の規定に適合していること。
備考	構造規格第45条の規定による適用除外の認定を受けた移動式クレーンについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第５　令第12条第１項第５号に定めるデリックの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。	デリツク構造規格（昭和37年労働省告示第55号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第９条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第10条から第12条までの規定に適合していること。
	1.4　強度計算等	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第13条から第15条までの規定に適合していること。
	1.5　控え等	控え等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条から第19条までの規定に適合していること。
	1.6　加工	溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第20条から第25条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　ブレーキ	ブレーキの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第26条の規定に適合していること。
	2.2　ドラム等	ドラム等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第27条から第29条までの規定に適合していること。
	2.3　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第30条から第32条までの規定に適合していること。
	2.4　操作回路等	操作回路等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第33条及び第34条の規定に適合していること。
	2.5　回転部分等	回転部分等について、組立図等により確認する。	構造規格第35条から第37条までの規定に適合していること。
3　ワイヤロープ		ワイヤロープの仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第38条の規定に適合していること。
4　運転室及び運転台		運転室及び運転台の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第39条及び第40条の規定に適合していること。
5　雑則		表示銘板について、組立図等により確認する。	構造規格第41条の規定に適合していること。
備考		構造規格第42条の規定による適用の除外の認定を受けたデリックについては、適用しないこととされた規定に関する審査の実施に代えて、適用の除外の認定に当たって付された条件に適合していることを確認する。	

別表第６　令第12条第１項第６号に定めるエレベーターの設計審査の方法

審査項目		審　査　の　方　法	判　定　基　準
1　構造部分	1.1　材料	⑴　使用する材料名を、組立図等により確認する。 ⑵　強度計算に使用する定数を、強度計算の基準等により確認する。 ⑶　支持はりを有するものは、その構造を、組立図等により確認する。	エレベーター構造規格（平成５年労働省告示第91号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第３条までの規定に適合していること。
	1.2　許容応力	強度計算に使用する許容応力を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第４条から第10条までの規定に適合していること。
	1.3　荷重	強度計算に使用する荷重を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第11条から第13条までの規定に適合していること。
	1.4　強度	⑴　強度計算時の荷重の組合せによる応力と許容応力の関係を、強度計算の基準等により確認する。 ⑵　各強度計算の結果を、強度計算の基準等により確認する。	構造規格第14条及び第15条の規定に適合していること。
	1.5　昇降路等	昇降路等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第16条から第23条までの規定に適合していること。
2　機械部分	2.1　昇降装置等	昇降装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第25条から第29条までの規定に適合していること。
	2.2　安全装置等	安全装置等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第30条から第34条までの規定に適合していること。
	2.3　電気機器等	電気機器等の仕様について、組立図等により確認する。	構造規格第35条及び第36条の規定に適合していること。
3　加工		溶接、穴あけ、緩み止め等について、組立図等により確認する。	構造規格第37条から第39条までの規定に適合していること。